

広島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原東城線	神石郡神石高原町田頭字寺谷尾崎八十四八一番一地先から 神石郡神石高原町田頭字寺谷尾崎八十四八一番四地先まで	平成二十二年二月五日